

# 長岡技術科学大学 環境・建設系同窓会会則

## 第1章 名称

第 1条 本会は『長岡技術科学大学 環境・建設系同窓会（通称：たけおかい長生会）』と称する。

## 第2章 目的

第 2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校並びに環境・建設系の発展と、科学技術を通じて社会に貢献することを目的とする。

## 第3章 定義

第 3条 この会則において「環境・建設系」とは、長岡技術科学大学の課程・専攻のうち、開学時の建設工学及び改組後の環境システム工学の流れをくむ次の課程・専攻等を総称していう。

### 1. 課程

- (1) 建設工学課程
- (2) 環境システム工学課程
- (3) 環境社会基盤工学課程

### 2. 専攻

- (1) 建設工学専攻
- (2) 環境システム工学専攻
- (3) 環境社会基盤工学専攻
- (4) エネルギー・環境工学専攻(博士後期課程)
- (5) 材料工学専攻(博士後期課程)

### 3. その他

前号に所属する教員が担当教員を兼務する課程・専攻で、開学時の建設工学および改組後の環境システム工学の流れを汲む小講座

## 第4章 事業

第 4条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 総会及び交流会の開催
2. 会員名簿の作成・管理と会員への情報提供
3. 準会員を中心とした在学生への各種サポート
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第5章 組織

第 5条 本会は次の会員で組織する。

### 1. 正会員

- (4) 長岡技術科学大学 環境・建設系大学院修了者
- (5) 長岡技術科学大学 環境・建設系学部卒業者(上記大学院進学者は除く)
- (6) 長岡技術科学大学 環境・建設系に関わる博士課程修了者

### 2. 準会員

- (6) 長岡技術科学大学 環境・建設系大学院在学者
- (7) 長岡技術科学大学 環境・建設系学部在学者

### 3. 特別会員

- (1) 長岡技術科学大学 環境・建設系の現職員及び旧職員
- (2) 長岡技術科学大学 環境・建設系に関わる博士論文の提出により学位を授与されたもの

第 6条 本会は事務局を長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻におく。

## 第6章 役員

第 7条 本会には次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
幹事長	1名
幹事	各クラス1名ずつ
監事	2名
事務局長	1名
理事	10名程度
顧問	1名

第 8条 会長及び監事は総会において正会員の中から選出する。  
その他の役員は、以下の方法により選出し、会長が委嘱する。

1. 副会長及び会計は正会員の中から選出する。
2. 幹事は、卒業年代別各クラスより選出する。
3. 幹事長は幹事の中から代表者として選出する。
4. 事務局長は、大学内の正会員より選出する。
5. 理事は、正会員の中から選出する。
6. 顧問は、大学内の特別会員より選出する。

第 9条 役員任期は2年とする。会長の任期は最長2期までとし、その他の役員は再任をさまたげない。

## 第7章 運営

第 10条 会長は、本会を代表し会務を総理する。また、役員会の議長となりその決議を執行する。副会長は会長を補佐し、会長に不都合がある時はその職務を代行する。

第 11条 会計は、終身会費・運営経費等の出納の管理・記録を行う。

第 12条 幹事は、本会及び卒業生との連絡を図る。幹事長は幹事を統括し、本会と幹事との間の連絡をとる。

第 13条 監事は、本会の会計を監査する。

第 14条 事務局長は、本会事務局を代表し、同窓会事務局の事務運営の責任者とする。

第 15条 理事は、同窓会事務局の事務運営を行う。

第 16条 顧問は、同窓会の運営について会長の諮問に応ずるとともに、総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

第 17条 役員会は、会長、副会長、会計、幹事長、事務局長、理事により構成し、会長の招集により毎年1回以上開き、予算管理、その他の重要な事項を審議し、総会に報告する。

第 18条 総会は、会長の招集により原則として毎年1回開催し、会務を報告する。総会の議長は会長が行い、議案は総会出席者の過半数で承認とする。ただし、緊急を要する事項等については役員会で先決し、会員に報告する。

第 19条 本会は、地域別に支部を設けることができる。

第 20 条 本会は、役員会で推薦され、総会の承認を得た会員を名誉顧問及び名誉会長として推戴することができる。

第 21 条 本会の事業年度は毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

## 第8章 会計

第 22 条 本会の正会員は、終身会費として 3,000 円を納付しなければならない。

第 23 条 本会の運営に必要な経費は終身会費および雑収入をもってこれに充てる。

## 第9章 会則変更

第 24 条 本会の会則の変更は総会の議決による。議決は出席者の過半数とする。

## 附 則

本会則は平成 23 年 10 月 1 日より施行する。

本会則は平成 24 年 10 月 6 日より改正施行する。

本会則は平成 26 年 10 月 4 日より改正施行する。

本会則は平成 29 年 10 月 7 日より改正施行する。